



島根県報

平成24年 5月18日 (金)

第 2, 393 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

肉用子牛の生産者補給金の交付の業務を行う協会の指定の解除	(農畜産振興課)	2
肉用子牛の生産者補給金の交付の業務を行う協会の指定	(")	2
土地改良区の定款変更の認可	(農村整備課)	2
公有水面埋立免許の出願	(漁港漁場整備課)	2
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(会 計 課)	4

【公 告】

特定漁港漁場整備事業の一部の廃止の公表 (2件)	(漁港漁場整備課)	4
--------------------------	-----------	---

告 示**島根県告示第323号**

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定により、次の指定協会の指定を解除したので、同条第2項において準用する同法第7条第4項の規定により告示する。

平成24年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	解除年月日
社団法人島根県畜産振興協会	島根県松江市殿町19番地 1	平成24年 3月31日

島根県告示第324号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項の規定により、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務を行う協会を次のとおり指定したので、同法第7条第4項の規定により告示する。

平成24年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
公益社団法人島根県畜産振興協会	島根県松江市殿町19番地 1	平成24年 4月 1日

島根県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、斐川町土地改良区の定款変更を平成24年 5月10日付で認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第326号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成24年 5月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 溝口善兵衛

2 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

松江市鹿島町御津字岩ガラ351番2及び360番2の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 御的山四等三角点（北緯35度32分13秒9544、東経133度02分47秒9249、以下「原点」という。）から、276度27分13秒、1,833.37メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から304度56分07秒、20.00メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から214度56分07秒、10.47メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から124度54分09秒、10.06メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から124度45分04秒、9.74メートルの地点

ウ 面積

208.10平方メートル

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 埋立地

(7) 位置

松江市鹿島町御津字岩ガラ351番2の一部並びに351番2、360番1及び360番2の地先公有水面

(4) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 埋立区域で定める原点から276度48分48秒、1,791.84メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から305度15分32秒、81.17メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から214度53分55秒、88.20メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から122度36分57秒、49.07メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から35度51分56秒、56.05メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から124度51分28秒、30.23メートルの地点

(7) 面積

5,238.50平方メートル

イ 埋立土砂採取地

(7) 位置

松江市鹿島町御津の第2種御津漁港内東沖防波堤南側の公有水面

(4) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- イの地点 埋立区域で定める原点から279度21分04秒、1,718.98メートルの地点
- ロの地点 イの地点から351度02分18秒、128.68メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から284度12分16秒、101.83メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から161度52分06秒、140.61メートルの地点

(7) 面積

10,630.58平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成24年5月9日

5 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び松江市役所

島根県告示第327号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成24年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変更に係る事項	
			変更後	変更前
			売りさばき人の氏名	売りさばき人の氏名
958	浜田市殿町22番地 浜田 警察署内 浜田市交通安全協会 会 長 宮下義重	浜田市殿町22番地 浜田 警察署内	浜田市交通安全協会 会長 宮下義重	浜田市交通安全協会 会長 亀谷利幸

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第12項の規定により、和江地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、次のとおり公表する。

平成24年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 廃止の理由

流通機能の効率化と衛生管理による食の安全安心に対する消費者ニーズへの対応を進め、圏域内の市場を和江漁港の1箇所に集約化するため、和江漁港の整備について、大幅な見直しが必要となっている。そのため、隣接する五十猛漁港との統合により、新たな漁港として効率的な整備を行うとともに、水産物の効率的な流通、衛生管理に必要な関連施設等新たな整備を追加し、新規に計画を策定することが必要と考えたため、本事業の一部を廃止するものである。

2 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

輸送施設並びに漁獲物の処理、保蔵及び加工施設は未整備の部分を多く残しているが、外郭施設、水域施設、係留施設及び漁港施設用地の多くは工事が完了している。

3 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

外郭施設、水域施設、係留施設及び漁港施設用地の整備により港内静穏度が向上するとともに、係留作業及び陸揚作業の安全性及び利便性が向上した。

4 廃止したことによる影響に関する事項

本事業の廃止にあたっては、未整備の部分を精査し、新規に策定する計画に編入するため、影響はない。

5 今後の課題と対応に関する事項

新規の計画を着実に進捗させることが必要である。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第12項の規定により、五十猛地区に係る特定漁港漁場整備事業の一部を廃止したので、次のとおり公表する。

平成24年5月18日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 廃止の理由

流通機能の効率化と衛生管理による食の安全安心に対する消費者ニーズへの対応を進め、圏域内の市場を和江漁港の

-
- 1 箇所に集約化するため、五十猛漁港の整備について、大幅な見直しが必要となっている。そのため、隣接する和江漁港との統合により、新たな漁港として効率的な整備を行うとともに、水産物の効率的な流通、衛生管理に必要な関連施設等新たな整備を追加し、新規に計画を策定することが必要と考えたため、本事業の一部を廃止するものである。
 - 2 当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
港内の漁港施設は未整備の部分を多く残しているが、沖合の外郭施設は工事が完了している。
 - 3 事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項
外郭施設の整備により港内静穏度が向上するとともに、係留作業及び陸揚作業の安全性及び利便性が向上した。
 - 4 廃止したことによる影響に関する事項
本事業の廃止にあたっては、未整備の部分を精査し、新規に策定する計画に編入するため、影響はない。
 - 5 今後の課題と対応に関する事項
新規の計画を着実に進捗させることが必要である。
-